

令和元年 7 月 1 6 日

南相馬市農業委員会  
7 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年7月16日(火)午後2時05分開会  
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	欠	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	浦 島 英 宣	欠	14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	欠
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一  
鹿島区 鈴木 清教  
原町区 本間 健一 酒井 盛男

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光 次長 高橋徳比克 主査 山本 将之  
主事 平田 幸子 主事 米本 一樹 農政課副主査 野地 俊紀  
農政課主事 肥田野勝弘

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 2 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 3 0 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 3 1 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 3 2 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 3 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 8 報告第 3 4 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 9 議案第 8 4 号 南相馬市農業委員会委員の辞任について
- 日程第 1 0 議案第 8 5 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 1 1 議案第 8 6 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第 1 2 議案第 8 7 号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 日程第 1 3 議案第 8 8 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第 1 4 議案第 8 9 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 5 議案第 9 0 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について  
(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 9 1 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 1 7 議案第 9 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 8 議案第 9 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 1 9 議案第 9 4 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 2 0 議案第 9 5 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 2 1 議案第 9 6 号 現況確認証明願について

## 5 . 会議の概要

(開会 午後2時05分)

議 長 ただいまより令和元年7月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は2番鎌田芳彦委員、4番浦島英宣委員、15番半谷眞知子委員、17番佐藤良一委員であります。出席委員は、会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号14番二谷純市委員、16番早川孝雄委員、18番岡田敏文委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、6月26日に一般社団法人福島県農業会議第95回通常総会が福島市のベルカーサで開催され、令和元年度事業計画の策定と収支予算の設定などの報告3件、平成30年度事業報告並びに収支予算の承認についての議案1件が審議され、いずれも原案のとおり決定したところであります。次に、6月26日に、令和元年度第1回南相馬市地域農業再生協議会総会がふくしま未来農業協同組合原町総合支店で開催され、岡田会長職務代理者が出席し、平成30年度事業報告などの報告2件、令和元年度事業計画をはじめとする議案4件が審議され、いずれも原案のとおり決定したところであります。次に、7月1日に、令和元年度浜通り地方農業委員会協議会総会が相馬市役所3階正庁で開催され、平成30年度事業報告並びに収支決算報告についてをはじめとする議案3件が審議され、いずれも原案のとおり決定したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第29号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第9号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第29号専決第9号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。農地法第3条所有権移転の許可内容の変更について、令和元年5月17日の定例総会において許可されたもので、贈与による所有権移転から、売買による所有権移転への変更がございましたので専決いたしました。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、専決第10号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第29号専決第10号についてご説明いたします。議案書の4ページから5ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して、農地売買による所有権移転の申し出がございましたので、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4報告第30号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の16番委員から報告を求めます。

16番委員 報告第30号についてご説明いたします。議案書の6ページになります。内容としては、去る6月26日午前9時30分より、南相馬市役所北庁舎2階、会議室2において、出し手人、買い手の福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容についてでございますが、出し手から10a当たり35万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申出のあった農地については10a当たり35万円が公社が購入することになりました。売買代金は、270万7,600円となり、公社手数料として2万7,000円を差し引き、公社支払い額は268万600円となります。この件は、議案第85号、議案書13ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いたします。以上であります。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第31号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員から報告を求めます。

7番委員 報告第31号についてご説明いたします。議案書7ページになります。内容につきましては、去る6月26日午前10時15分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2におきまして、出し手人の代理人1名、買い手の福島県農業振興公社より1名、調整委員2名、事務局2名により、開催したところでございます。協議内容についてでございますが、出し手側から、原町区高字町田地区の、これは1ha区画のほ場でございますが、この農地については10a当たり46万円、その他の町田地区、これは未整理地区でございますが、10a当たり15万円、それから、同じく高字花木内地区については、10a当たり35万円と、これは30a区画の整備済みのほ場でございます。それが、希望価格として提示されました。ほ場整備の形式等の違いにより価格に差がついておりますが、希望価格について調整委員から妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては、当価格で、公社が購入することとなりました。売買代金につきましては、498万8,353円となり、公社手数料4万9,800円を差し引きまして、支払い額につきましては、493万8,553円となります。この件につきましては、議案第85号、議案書13ページの農用地利用集積計画に掲載されていますので、後ほど審議方よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第32号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任15番委員が欠席のため、調整委員の7番委員からの報告を求めます。

7番委員 報告第32号につきましては、ただいま議長からありましたように、15番委員が調整委員主任となっておりますが、本日欠席のため、調整委員を務めました私が、ご説明をいたします。議案書の8ページになります。内容といたしましては去る6月26日午前11時より、南相馬市役所北庁舎2階会議2におきまし

て、受け手人、福島県農業振興公社より担当者1名、調査委員2名、事務局2名により開催をしたところでございます。協議内容につきましては、福島県農業振興公社側から10a当たり50万円で価格が提示され、受け手人もこの金額で合意し、売買代金は1,070万6,378円となりました。この件につきましては、議案第85号、議案書13ページの農用地利用集積計画に記載してありますので、後ほどご審議方よろしくお願いたします。以上でございます。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、報告第33号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局から報告を求めます。

事務局 　　報告第33号についてご説明いたします。議案書の9ページになります。今回4件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第8、報告第34号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第34号についてご説明いたします。議案書の10ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、平成3年頃に建物を建て、10年以上養蚕を営んでいましたが、平成16年頃には養蚕を行わなくなり、当該建物を取り壊す考えでしたが、しかし、農業を息子に経営移譲したことに伴い、息子が効率的な営農に向け当該建物を農業用倉庫等として使用したい意向であったことから、取り壊さずに使用しています。今回、農地の一括贈与を

するにあたり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、平成6年に父から農業経営の移譲を受けたことから、新たに農業機械を購入し、それらを収納する納屋を住宅の隣接地に建築し使用しています。今回、農地の一括贈与を受けるに当たり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長           ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長           次に、日程第9、議案第84号、南相馬市農業委員会委員の辞任についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第84号についてご説明させていただきます。令和元年7月1日付けで、4番委員より、南相馬市長あてに、辞職願が提出されました。農業委員会等に関する法律第13条には、委員は正当な事由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができることとされております。農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決により過半数の賛成によって行うものとされておることから、今回、南相馬市長宛に提出された辞職願を農業委員会の同意を得るために、議案として上程させていただいたものでございます。辞任の理由につきましては、一身上の都合となっております。ご本人は体調を崩されて、4月の総会から欠席が続き、今後の総会についても出席が見込めないことから、今回、辞職願の提出がなされたものでございます。本日の農業委員会の総会で同意が得られれば、任命権者である市長決裁の後、辞任ということになります。また、後任の委員の補充でございますが、「南相馬市農業委員会の委員の選任に関する規則、第9条で、委員について罷免、失職及び辞任により欠員が3分の1を超えた場合は速やかに委員を補充するため、この規則に規定する手続きを行い、市議会において、委員の任命につき同意を得た上で、市長が任命するもの」という規則がありますが、今回の辞任では欠員が委員全体の3分の1を超えないため、委員の補充は行いません。事務局からの説明は以上でございます。

議 長           ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)



議 長 ないようでありますので、4番委員の辞任に同意することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第85号、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第85号についてご説明いたします。議案書の12ページから14ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第85号について説明いたします。議案書の12ページから14ページになります。今回、所有権移転が3件、利用権設定が1件となっております。内容については記載のとおりです。なお、賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第86号、農用地利用規程の変更に係る意見についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する方がおりません。農業委員会法第31条の規定により、7番委員には、この間退席を願います。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第86号についてご説明いたします。議案書の15ページから23ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたもので

ございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第86号について説明をさせていただきます。資料は16ページから23ページであります。原町南部地区の農用地利用規程の内容であります。3年続けて変更をお願いしている内容でありますので、変更する内容のみ説明させていただきます。19ページになります。農用地の利用関係の改善、第10条の関係であります。地区名、原町南部地区はそのまま変更ありませんが、氏名(名称)の関係で変更が追加されたところが1ヶ所ありました。4段目の株式会社荻の杜であります。その他、現況経営面積、作業受託面積、平成32年度目標の経営面積、作業受託面積の内容について説明させていただきます。新旧対照表、22ページであります。見ていただきたいと思っております。改正前につきましては、担い手が3担い手でありましたが、先ほど説明いたしましたとおり、4担い手目の荻の杜さんが追加になりました。経営の現況と平成32年の目標の内容であります。経営面積は、農地中間管理機構を通さないの、経営面積は0㎡ということで詰めさせていただいております。作業受託面積が、南部ニューファームが81.9ha、高ライスセンターが41.7ha、I Love ファームおだかが20.5ha、株式会社荻の杜が、今回、0.9haということで、特定農作業受委託ということで、契約を交わしていただいて、荻の杜に、新たに担い手として入っていただいて、それぞれ担い手さんに今年の作業受託をお願いしているところであります。また、平成32年度目標につきましても、作業受託面積は南部ニューファームが81.9ha、高ライスセンターが41.7ha、I Love ファームおだかが変更になりまして16.8ha、株式会社荻の杜が4.6haということで、平成32年度の目標としております。変更内容につきましては以上ですが、添付している資料といたしまして、総会の議事録を添付しております。内容的につきましても、見ていただいたとおりであります。私からの説明は以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 7番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第12、議案第87号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第87号についてご説明いたします。議案書の24ページから62ページになります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第87号南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。当該整備計画の変更につきましては、平成31年3月の定例会において、一度ご意見をお伺いしておりましたが、当時並行して実施しておりました当該整備計画総合見直しにつきまして、令和元年6月18日に決定され、計画に変更があったため、改めて意見をお伺いするものとなっております。申し出の理由につきましては、議案書27ページから29ページに記載しております。申し出件数としましては、当時33件の除外申請がありましたが、そのうち2件につきましては、総合見直しの中で、除外となったため除外しております。また、新規で2件の申し出があり、合計して33件の申し出の案件となっております。地区の内訳としましては、小高区が8件、鹿島区が3件、原町区が22件になります。事業計画の内訳としましては、一般住宅用地が7件、農家住宅用地が4件、太陽光発電用用地が6件、資材置場等用地が3件、農業用等用地が1件、駐車場等用地が4件、事務所等用地が6件、集合住宅用地が1件、道路用地が1件になります。これらの申し出内容について農業振興地域の除外要件をもとに、当該整備計画を変更することとしたところであります。内容につきましては、別紙記載のとおりとなっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。7番委員。

7番委員 ただいま説明のありました、農業振興地域整備計画の変更についてでございますが、説明のされた内容については理解をいたします。この添付されている現地

案内図等を見ますと、例えば、5ページでのものであるとか30ページ、31ページ、あるいは33ページにあるように、本来、農業振興をすべき土地利用の計画とは、ちょっと異なるような感じで、その農業振興地域整備計画の見直しは、長期的には5ヶ年ぐらいの単位で市が、全面的な市内の土地の利用実態について調査をして、農家の意向を踏まえながら、見直しをされているというふうに思っています。そういう意味では、今回、5年に一度で、直近が令和元年6月18日と言いましたよね。そこで認証されたために、平成31年3月現在の状態と、組み入れることはできなかった部分を含めて調査されたと思いますが、私の言いたいことは、もっと農業振興地域等はなんやというのをもっと追及しますと、今、私が事例で説明した住宅の側にある不変形な土地、小規模の土地については、本来は農業振興地域の網は被せておく必要はないではないかというに見られるわけですよね。そういう意味では、一般管理型で調整するのも手段とされますけども、特別管理型で長期的に見て、本来、農業振興地域のどうかを十分に検討されたと思いますけども、見直しに十分にすべきでないかなという事を考えたわけです。そこで、今後もこのようなことは出てくるとは思いますけども、基本的には農業振興地域の網は、第一種農地とは広がり10ha以上ですけども、例えば地図の31ページとか、33ページを見ますと、この土地からすると広まりの土地ということで第一種農地に、今回除外しようとする所にはなっているかもしれないけれども。本来はそうではないのではないかなと。そういう意味で、もっと長期的な視点で、農業振興を図っていくべきじゃないかということについてのお質しをしておいて意見を述べさせていきたいと思えます。

議長 農政課担当者。

農政課担当 ご意見ありがとうございます。当該計画につきましては、お話しの通り5年に一度見直すことというふうに決めているものではあるんですけども、南相馬市の場合ですと、震災の影響もあり、合併後、初めて今回見直しすることになっております。見直す内容としまして、主に基盤整備の編入についてやらせていただいたんですけども、除外について、本来、現状を見ると除外に含めるのではないんじゃないかなという所も残ってしまっているというのは、お話のとおりだと思います。今後、見直していく中でそういった農地についてどのように整理していくかということにつきまして事務局のほうで検討してまいりたいと思えます。

議長 7番委員。

7番委員 了解しました。農業振興地域という、言葉そのものを思えますと、本来は第一種農地だったら広がりのある農地にあるにもかかわらず、住宅の細かなとこ

ろまで振興地域とするのはちょっと疑問を感じるなということで、意見を述べさせていただきました。ご回答で了解をいたします。

議 長           ほかにございませんか。

                  (なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長           次に、日程第13、議案第88号、農地法第3条の規定による許可処分取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第88号についてご説明いたします。議案書の63ページになります。3条許可となった所有権移転の取消願が1件ございます。取消をする理由ですが、取得した農地が一筆の面積が狭く、機械作業に適していない。三方を雑木林に囲まれ、日光が当たらない。用水がないなどの悪条件が重なった耕作不適地であるため、所有権移転許可を取消するものでございます。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長           ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長           日程第14、議案第89号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第89号についてご説明いたします。議案書の64ページから67ページになります。詳細につきましては記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件につきまして許可の要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長           続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次の議案第90号の事案について、私が議事参与に当たりますので、議長を岡田会長職務代理者と交代いたします。暫時休議いたします。

                  (休議：議長交代)

議 長            それでは再開いたします。暫時議長を務めさせていただきます。

議 長            日程第15、議案第90号、農地法第5条の規定による許可処分取消願出についてを議題といたします。農業委員会法第31条の規定により、議事参与の制限に該当する19番委員には、この間退席を願います。暫時休議いたします。

                  (休議)

議 長            それでは再開いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局            議案第90号についてご説明いたします。議案書の68ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取消に係る事由ですが、当初事務所兼ダンススタジオを設置する計画で転用許可を受けましたが、事業着手前にダンスを習う子供たちの希望を募ったところ、極めて少なかったことに加えて、化粧品販売業の事務所についても、自宅の一室で事足りている状況もあり、転用の事業には着手していないことから、事業計画を断念することとしたため、許可処分の取消をするもので、議案第92号申請番号1番関連の案件となります。以上です。

議 長            ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            19番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

( 休議 )

議 長 再開いたします。会長が戻られましたので、議長を交代いたします。暫時休議いたします。

( 休議：議長交代 )

議 長 それでは再開いたします。

議 長 日程第 16、議案第 91号、農地法第 4条の規定による許可後の事業計画変更申請について市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 91号についてご説明いたします。議案書の 69ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請地西側については、駐車場、物置、サイクルポートで追認済みで、東側については、農業用倉庫、農作業車駐車場、農作業スペースを設置する目的で許可を受け、工事は未着手であります。当初計画は、農業用倉庫が敷地中央に配置されており、北側自宅への日当たりを遮ること、また西側道路近くに配置したほうが利便性も高くなり、土地の有効利用を図ることができるため倉庫の大きさと配置について、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 91号申請番号 1 番について現地調査報告をいたします。案内図は、1 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 7 月 5 日午後 2 時より代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。日にちが早まったのは代理人行政書士が、所要のため長期不在することから、日にちが早まりましたことをご理解いただきたいと思います。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準も満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

( なしの声あり )

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次の議案第92号の申請番号1番の事案について、私が議事参与にあたりますので、議長を岡田会長職務代理者と交代いたします。暫時休議をいたします。

(休議：議長交代)

議 長 再開いたします。

議 長 日程第17 議案第92号、農地法第4条の規定による許可申請について、市許可分を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号1番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、19番委員には、この間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第92号申請番号1番についてご説明いたします。議案書の70ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この案件は議案第90号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第92号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。議案第90号申請番号1番の関連であります。現地案内図は3ページであります。それから、申請事由は記載のとおりであります。去る7月13日午前9時より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願います。以上であります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)



議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 19番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。会長が戻られましたので、議長を交代いたします。暫時休議いたします。

(休議：議長交代)

議 長 再開いたします。事務局から議案第92号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第92号の残り全部についてご説明いたします。議案書の70ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号2番について報告第34号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告を願います。申請番号2番について3番委員。

3番委員 議案第92号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。報告第34号整理番号1番との関連がございます。現地案内図は3ページになります。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりであります。去る7月12日午後1時頃より、申請人代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第93号、農地法第5条の規定による許可後の事業計

画変更許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第93号についてご説明いたします。議案書の71ページから72ページ、申請番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番については、一般住宅、倉庫、駐車場を建築する目的で転用許可を受けておりますが、南側水路の橋からの進入が困難なことが判明したことに伴い、住宅敷地を拡張して橋からの進入を容易にするため、事業計画を変更するもので、議案第94号申請番号2番関連の案件です。続きまして、申請番号2番については、建売住宅1棟を建築する目的で転用許可を受けておりますが、承継人から土地の譲渡を強く希望されたことから、承継人が一般住宅、駐車場を建築するため、事業計画を変更するもので、議案第94号申請番号3番関連の案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第93号申請番号1番について現地調査の報告は、議案第94号申請番号2番の関連でありますので、後ほど詳細に報告をいたします。以上であります。

議長 続きまして、申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第93号申請番号2番は、議案第94号申請番号3番と関連する案件でありますので、議案第94号で一括報告いたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第19、議案第94号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について市許可分を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第94号についてご説明いたします。議案書の73ページから75ページ、申請番号1番から8番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、報告第34号整理番号2番の追認を得るための案件です。続

きまして申請番号2番については、議案第93号申請番号1番関連の案件です。続きまして申請番号3番については、議案第93号申請番号2番関連の案件です。続きまして申請番号6番については、一般住宅で事業面積が500㎡を超えておりますが、既存進入路の面積を除くと有効利用面積が500㎡未満となることから、妥当と判断しています。続きまして、申請番号7番については、一般住宅で事業面積が500㎡を超えておりますが、法面の面積を除くと有効利用面積が500㎡未満となることから、妥当と判断しています。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第94号申請番号1番について現地調査の結果を報告いたします。この案件は報告第34号整理番号2番関連の案件です。現地案内図は6ページのとおりです。去る7月11日午前9時30分より、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして申請番号2番について16番委員。

16番委員 議案第94号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。議案第93号申請番号1番の関連であります。現地案内図は4ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る7月14日午前10時より、申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして申請番号3番、4番について、11番委員。

11番委員 議案第94号申請番号3番は、先ほど議案第93号申請番号2番の関連する案件で、現地案内図は5ページです。去る7月12日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。続きまして、議案第94号申請番号4番について現地の調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。去る7月12日午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行

いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします。以上でございます。

議 長 続きまして申請番号5番、6番について、12番委員。

12番委員 議案第94号申請番号5番の報告をいたします。案内図は8ページです。所在から申請事由までは、記載のとおりです。去る7月12日午後3時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査項目に沿って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断いたしました。続きまして、議案第94号申請番号6番の調査報告をいたします。案内図は9ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る7月6日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査項目に沿って調査いたしました結果、立地基準、一般基準は、すべて満たしていると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いたします。

議 長 続きまして申請番号7番について、14番委員。

14番委員 議案第94号申請番号7番について報告いたします。案内図は10ページです。申請内容は記載のとおりです。去る7月11日午後3時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いたします。以上です。

議 長 続きまして申請番号8番について、9番委員。

9番委員 議案第94号申請番号8番について現地調査の報告をいたします。案内図は11ページです。申請内容は記載のとおりです。去る7月12日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準も満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 20、議案第 95号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 95号についてご説明いたします。議案書の 76 ページから 77 ページになります。申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号 1 番については、河川工事に伴う休憩場、仮設トイレ、駐車場、資材置き場としての一時転用であり、転用期間は許可日から 1 年間となっております。続きまして、申請番号 2 番については、土砂採取に伴う進入路としての一時転用であり、転用期間は許可日から 3 年間となっております。続きまして、申請番号 3 番については、工場建設工事に伴う現場事務所、駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から 8 ヶ月となっております。続きまして、申請番号 4 番及び 5 番については、土砂運搬に伴う車両待避所としての一時転用であり、転用期間は許可日から 3 年間となっております。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、14 番委員。

14 番委員       議案第 95号申請番号 1 番について報告いたします。案内図は 12 ページです。また、代理人であります行政書士が長期出張のため、7 月 4 日午前 9 時頃、調査を行いました。代理人から聞き取りを行い、現地調査を行いましたところ、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断してまいりました。また、一時転用のため、農地の上に全て鉄板を敷き、砂利等を敷かない工法でありますので、一時転用後、速やかに農地に戻すことができるとの説明です。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長            続きまして、申請番号 2 番及び 6 番について、18 番委員。

18 番委員       議案第 95号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 13 ページです。去る 7 月 11 日午前 11 時より、被設定人代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の項目に基づき、被設定人代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。続きまして、議案第 95号申請番号 6 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 16 ページです。去る 7 月 11 日午前 9 時より、被設定人代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。

太陽光発電設備設置のための進入路としての転用であります。調査書の項目に基づき、被設定人から聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号4番、5番について、7番委員。

7番委員 議案第95号申請番号4番について説明いたします。申請については76ページでございまして、案内図につきましては15ページとなっております。申請内容につきましては、所在、地番、地目、面積、設定人及び被設定人等については記載のとおりでございます。去る7月12日午前9時30分、設定人、被設定人、立ち会いのもとで、申請書を把握し、現場での聞き取りをいたしました。その結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしましたところでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、議案第95号申請番号5番でございますが、申請については77ページに記載のとおりでございます。去る7月12日午前9時30分に設定人及び被設定人立ち会いのもと調査をいたしました。現場で聴取し、さらに精査の結果、申請につきましては、一般基準、立地基準ともに満たしていると判断いたしましたところでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして申請番号3番については、現地調査委員17番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 17番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第95号申請番号3番について現地調査を行いましたので報告いたします。現地案内図は14ページです。去る7月13日午前8時30分から被設定人代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。現在、隣接地には食品生産工場を建設するため造成工事が行われています。造成工事が進み、建屋建設に入ると、敷地内に現場事務所を設置する場所がないことから、申請地に事務所敷地、駐車場、通路を設けるため330.01㎡を一時転用するものであります。許可日から8ヶ月間、賃借権設定をするものです。現場を踏査し、また聞き取りを行った結果、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。委員各位の慎重審議よろしくお願いいたします。以上、17番委員より連絡がありましたので報告いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第21、議案第96号、現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局            議案第96号についてご説明いたします。議案書の79ページから80ページになります。申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった12筆の農地すべてについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長            今回の現地調査員を代表いたしまして、14番委員から報告をお願いします。

14番委員        現況確認証明願いに係る現地調査について報告いたします。去る7月5日、2番委員と、7番委員、事務局1名と私の4名で現地を調査いたしました。まず申請番号1番について、案内図は18ページです。利用状況等は申請内容と一緒にです。現地を確認したところ、山間に囲まれまして、雑木が多数ありまして、3人の意見としては、山林ということで、非農地ということで判断してまいりました。次に申請番号2番、案内図は、19ページになります。これは、現況、山間にありまして、桑、桜、桐、それと、進入路はありませんでした。農道を歩くにはとても行くところがありません。昔は、リヤカーまたは一輪車等で搬入していたのですが、両親とも亡くなったために管理が届かないというので、今後もできない状態です。先ほど申し上げましたとおり、桑、桜、桐、そういったものが、出ていましたので、農地復元は無理かと思えます。よって、非農地と判断してまいりました。次に、申請番号3番、これも同じように連動していますが、やはり、桑、桜等の太い木が生えていましたので、これは、農地復元が不可能と思えます。先ほど申しました通り歩道が狭く、機械等の搬入はできないと思えますので、今後とも、荒地化となっていくと思えますので、非農地と判断しました。次に、申請番号4番について、案内図20ページです。こちら段々畑になっていまして、進入路は全くありません。これは歩行によって、両親等が畑として使っていたようですが、現在では人の背丈並みの草がぼうぼうであり、雑木が多少茂っております。したがって、26年間作付をしてないので今後とも機械等搬入ができないと判断されましたので、非農地と判断してまいりました。以上です。

議 長            ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日の予定いたしました報告5件並びに議案13件、合わせて19件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の7月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

閉会 午後3時25分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年7月16日

議事録署名人(14番・フタツヤ ジュンイチ)

㊞

議事録署名人(16番・ハヤカワ タカオ)

㊞

議事録署名人(18番・オカダ トシフミ)

㊞